2021年7月8日

吸収合併に係る事前備置書類

（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面）

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO　宮川　潤一

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、SBクラウド株式会社（以下「SBクラウド」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、SBクラウドを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

   別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

   消滅会社であるSBクラウドは、当社の完全子会社であることから、本合併において、当社は、SBクラウドの株主に対して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 本合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

   該当事項はありません。

4. 消滅会社であるSBクラウドに関する事項（会社法施行規則第191条第3号）
   (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

   別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、 重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、 重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

該当事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併の効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以　上

別紙１

合併契約書

ソフトバンク株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目７番１号。以下「甲」という。）及び、SBクラウド株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目７番１号。以下「乙」という。）は以下のとおり合意に達したので、2021年7月1日付で、以下のとおり合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をし、これにより、乙は第２条に定める効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務をそれぞれ甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第２条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第３条（本合併に際して交付する株式等に関する事項）

本合併は無対価とし、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代る金銭等を交付しない。

第４条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際し、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第５条（合併契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第６条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までに剰余金の配当を行うことができる。

第７条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日に、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、甲及び乙が別途協議の上、これを定める。

第８条（本契約の条件の変更及び解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。なお、疑義を避けるために規定すれば、本合併の効力の発生を妨げる事由が生じ、かかる事由を効力発生日までに解消できない場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約を解除するものとする。

第９条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本契約書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ製本を保有する。

2021年7月1日

甲：　東京都港区海岸一丁目７番１号
　　ソフトバンク株式会社
　　代表取締役 社長執行役員 兼 CEO　宮川 潤一



乙：　東京都港区海岸一丁目７番１号
　　SBクラウド株式会社
　　代表取締役 兼 CEO　内山 敏



別紙２

第６期

事　業　報　告

自 2020 年 ４ 月 １ 日

至 2021 年 ３ 月 31 日

ＳＢクラウド株式会社

事　業　報　告

自　2020年４月１日
至　2021年３月31日

１.株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 当社の経営方針

当社は、アリババグループのコンピューティング部門アリババクラウドが運営するクラウドサービス「Alibaba Cloud」を日本市場向けに再販し、顧客サポート、またIT導入のためのコンサルティングサービスの提供を行っております。「Alibaba Cloud」は、世界21の地域に69のアベイラビリティゾーンを展開し、世界で数百万を超えるお客さまに安定したサービスを提供しています。お客様自身がインターネットブラウザからコンソールへアクセスし、仮想化されたサーバー資源を多種多様なサービスの中から適宜選択し購入することによって、最適なコストで、拡張性と柔軟性を兼ね備えた高セキュアなシステムを構築することが可能なサービスとなっております。さらに、当社は昨今ニーズが高まっているBigdata/AI/IoTといった先端技術を用いたサービスにも注力しており、「Alibaba Cloud」サービスの再販のみならず、新たなサービスの開発をはじめ、これらを活用し、高度な利用を希望されるお客様へコンサルティングサービスや導入運用を支援するマネージドサービスを提供することで要望に応えてまいります。

クラウド市場においては、お客様の利用ニーズの高度化・多様化が進んでおり、日々競争が厳しさを増しております。こうした状況のもと、当社は「分かりやすさ」「使いやすさ」「安さ」を強みにサービスを提供し、他社との差別化を図っております。また当社は、日本の法人のお客様だけではなく、日本でクラウドサービスを利用したい海外の法人のお客様、ベンチャー企業から多国籍企業に至るまで、あらゆる顧客ニーズに対応できるよう、最先端のテクノロジーとITプラットフォームを通じて、 競争力と拡張性の高いサービスを提供しております。

② 当社の経営施策

新型コロナウイルス感染症は、当事業年度末の時点においても収束には至っておらず、経済活動は停滞を余儀なくされ、依然その先行きは極めて不透明な状況です。そのため多くの企業の業績や設備投資は厳しい状況になると考えられますが、当社では、感染防止のための外出自粛や非接触、非対面での対応が求められる中、在宅勤務やサテライトオフィスの利活用など働き方をはじめとする急激なビジネス環境の変化に伴い、テレワークへの対応、クラウド化、セキュリティ対策の強化など、一定の戦略的なIT投資は継続するものと見込んでおります。

当社は、そのような社会情勢の中、お客様の様々なニーズに応えるべくセキュリティ対策を考慮しつつ、引き続き高い需要のあるBigdata/AI/IoTなどを活用するためのプロダクト、ソリューション提供を順次開始してまいりました。特に、社会的な要請に応えるべく、「Alibaba Cloud」を用いた遠隔で簡単に高セキュリティ環境のテレワークを実現する「リモートデスクトップシステム」を短期間で企画し、トライアル提供を含むスムーズな導入プログラムによる提案活動に注力し、すでに多くの受注をいただいております。また、昨年度立ち上げた、システム利用を提案する「コンサルティングサービス」に加え、今年度は新たに導入・運用支援する「MSPサービス」の提供も開始したことで、クラウドサービスの導入や運用に関して発生するお客様のニーズにお応えするサービスラインナップを揃えることができました。
当年度は、事業方針の変更に伴い、2021年３月31日を以て日本サイトでの「Alibaba Cloud」再販取引をクローズし国際サイトでの販売へ一本化いたしました。これによりAlibaba社の新しいプロダクトのグローバルリリースと同時に、当社でも新サービス提供ができるようになりました。今後も引き続き「Alibaba Cloud」の再販事業を主軸とし、IT導入支援・販売・サポートといった事業内容へ注力してまいります。

当期の当社の業績は、厳しい国内クラウド市場において戦略的なクラウド事業への打ち手として、新ビジネスの立ち上げ、先端ビジネス分野におけるソリューション開発や国際サイトマイグレーションへのリソース配分を行った影響などもあり営業損失 2,197百万円、経常損失 2,231百万円、当期純損失は 2,235百万円となりました。

(2)　資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度において、増資による資金調達を行いました。
上記に伴う資金調達金額は下記の通りとなります。

区分	金額	備考	
増資	900百万円	発行株式の種類および数	普通株式18,000株
		発行価額	1株につき金50千円
		払込期日	2020年8月31日
		割当先および株式数	ソフトバンク株式会社 18,000株
増資	600百万円	発行株式の種類および数	普通株式12,000株
		発行価額	1株につき金50千円
		払込期日	2020年8月31日
		割当先および株式数	ALIBABA.COM(EUROPE)LIMITED. 12,000株

② 設備投資

該当事項はございません。

(3) 直前三事業年度の財産および損益の状況

区分	第3期 2017年度	第4期 2018年度	第5期 2019年度	第6期 (当事業年度)
売上高	295	943	1,001	991
営業損失	1,897	3,144	2,489	2,197
経常損失	1,903	3,189	2,479	2,231
当期純損失	1,907	6,045	1,394	2,235
1株当たり当期純損失	15,894円69銭	26,924円61銭	5,810円92銭	8,680円49銭
総資産	5,030	6,839	2,696	2,237
純資産	3,241	3,195	1,800	1,065
1株当たり純資産額	27,012円40銭	13,315円09銭	7,504円17銭	3,947円08銭

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純損失および１株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. １株あたり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. １株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、市場の拡大と競争の激化が予想されるクラウド業界にあって、安定した収益を創出し続けるために、①特徴のあるサービスの拡充、②更なる認知の拡大とセールスの強化、③人材の確保および育成、④管理体制の充実、⑤リスクマネジメントに取り組んでまいります。

なお、収束が見えていない新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については、引き続き推移状況を注視してまいります。

① 特徴のあるサービスの拡充
・最先端テクノロジー「Alibaba Cloud」の日本向け再販およびサポートサービス
・IT活用／導入のためのコンサルティングサービス
・導入から運用までを支援するマネージドサービス
・シンプルかつ低コストで実現するセキュアで信頼性の高いサービス・ソリューション

② 更なる認知の拡大とセールスの強化
・イベントや広告によるPR、セミナー開催などによる企業としての「SBクラウド」およびプロダクト「Alibaba Cloud」や「SBクラウド」の提供するソリューションサービスの日本国内での認知向上
・パートナーシップの強化による顧客接点と事業機会の拡大
・エンタープライズ企業や特定セグメント顧客の個別ニーズに沿ったソリューションサービスの提供

③ 人材の確保および育成
・多様化する顧客ニーズ、日々の技術革新とクラウド市場の急速な拡大に対応できる優秀な人材の確保と社内教育による育成

④ 管理体制の充実
・会社の成長と経営管理のバランスの取れた組織運営体制の強化
・業務効率化とコスト削減によるフリーキャッシュフローの安定的創出

⑤ リスクマネジメント
・内部統制の徹底
・リスク管理体制および法令遵守体制の充実
・災害など企業として対応すべきリスクの低減に向けた対応準備
・発生したインシデントに対して迅速かつ適切な対応をとるための準備

(5) 主要な事業内容

パブリッククラウドサービスの仕入れ販売およびサポートサービス

(6) 主要な営業所および使用人の状況

① 主要な営業所

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都中央区晴海三丁目１０番１号

② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
111 名	８名減

(注) 上記使用人数には、嘱託、契約社員および派遣社員は含まれておりません。

(7) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はソフトバンク株式会社であり、当社の株式を162,000株(出資比率 60%)保有しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容および条件の妥当性等について、当社の利益を害さない適切な内容になっていることなどに留意し、当社取締役会を中心とした意思決定機関で審議の上、決定しております。

(8) 主要な借入先および借入額

該当事項はございません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2.会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　1,000,000 株

(2) 発行済株式の総数　　270,000 株

(3) 当事業年度末の株主数　　2 名

(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
ソフトバンク株式会社	162,000	60%
ALIBABA.COM (EUROPE) LIMITED.	108,000	40%

3.会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等　(2021年３月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
内山　敏	代表取締役 兼 CEO	ソフトバンク株式会社 法人事業統括 クラウドエンジニアリング本部 クラウドエンジニアリング統括部 SBクラウド事業室 室長
宮内　謙	取締役	ソフトバンク株式会社 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO
今井　康之	取締役	ソフトバンク株式会社 代表取締役 副社長執行役員 兼 COO
岡田　聡良	取締役	アリババ株式会社 代表取締役 COO
チェン　ユエン	取締役	Alibaba Cloud Intelligence International President
藤原　和彦	監査役	ソフトバンク株式会社 取締役 専務執行役員 兼 CFO

(注) 監査役 藤原 和彦氏は、親会社であるソフトバンク株式会社のCFOを担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4.会計監査人の状況

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

５.会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する決議の内容の概要

当社は内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、当社における基本方針として、以下の内容の取締役会決議を2018年４月４日に行っております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長や社内関連部署、ソフトバンクグループのコンプライアンスホットライン窓口に報告・相談することができます。
かつ、役職員がコンプライアンスに関して、直接、経営会議等の定期的な会議に対して報告相談ができる体制を整えることで、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図っております。
また当社は、親会社ソフトバンク株式会社の「ソフトバンク企業行動憲章」を適用し「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス上の問題を上長等へ報告・相談した者に対して、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報セキュリティ体制や教育、監査の実施等を定めた「情報管理規程」を策定しております。
また、「取締役会規程」「稟議規程」「株主間契約（ShareHolders Agreement)」に基づく意思決定機関の議事録等については、コーポレート室で本社にてこれを保管することとしています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応はコーポレート室が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部門が行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にしております。

⑤ 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、ソフトバンク株式会社が議決権の過半数を所有するため、ソフトバンク株式会社以外で当社の議決権の過半数を所有する親会社は存在しておりません。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、親会社の持株会社であるソフトバンクグループ株式会社の定める「ソフトバンクグループ行動規範」ならびに親会社のソフトバンク株式会社の定める「ソフトバンク企業行動憲章」および当社の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、コーポレート室を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否いたします。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する組織をコーポレート室としております。
また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮・命令を受けません。

⑧ 監査役への報告体制

使用人は、監査役に対して、次の事項を報告します。
(a) 当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
(b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
(c) 法令・定款・規程違反事項
(d) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑨ 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告します。
(a) 当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
(b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
(c) 法令・定款違反事項
(d) コンプライアンス体制に関する事項
(e) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
また、コンプライアンス規程の定めの通り、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設けると共に、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施いたします。
(b) コンプライアンス規程の定めの通り、監査役に報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する事項

コンプライアンス規程を定めるとともに、CCOを設置し、コンプライアンス体制を構築しております。
また、ソフトバンクグループとしての取締役および使用人を対象としたコンプライアンス研修の年次実施等、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に実施しています。
さらに、取締役および使用人が直接報告・相談できるSBホットラインの設置・運用を通して、コンプライアンスの実効性確保に努めています。

② 取締役および使用人の職務執行に関する事項

「社員就業規則」「取締役会規程」「稟議規程」「情報管理規程」「組織管理規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役および使用人の職務執行の効率性を確保しています。

③ 監査役の職務執行に関する事項

監査役は当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人との連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しています。

④ リスクへの対応に関する事項

当社を取り巻くリスクへの対応については、社内全組織の管理職によるリスク洗い出しを行って、当社の対処すべきリスクを特定し、優先順位づけを行って、相互に共有の上マネジメントを実施しています。

第６期

事業報告に係る附属明細書

自 2020 年 ４ 月 １ 日

至 2021 年 ３ 月 31 日

ＳＢクラウド株式会社

事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はございません。

第　6　期　　計　算　書　類

自　　2020 年　4 月　1 日

至　　2021 年　3 月 31 日

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

SBクラウド株式会社

貸　借　対　照　表

2021年 3月31日 現在

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	**(2,197)**	**流動負債**	**(1,170)**
現金及び預金	1,999	未払金	878
売掛金	160	未払法人税等	29
その他	37	未払事業所税	2
固定資産	**(40)**	未払消費税等	8
投資その他の資産	(40)	賞与引当金	244
敷金及び保証金	(40)	その他	8
		固定負債	**(1)**
		その他	1
		負　債　合　計	**1,171**
		【純資産の部】	
		株主資本	**(1,065)**
		資本金	**(6,750)**
		資本剰余金	**(6,750)**
		資本準備金	6,750
		利益剰余金	**(△ 12,434)**
		その他利益剰余金	(△ 12,434)
		繰越利益剰余金	△ 12,434
		純　資　産　合　計	**1,065**
資　産　合　計	**2,237**	**負債及び純資産合計**	**2,237**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

自　2020年 4月 1日
至　2021年 3月31日

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		991
売上原価		2,265
売上総損失		1,274
販売費及び一般管理費		922
営業損失		2,197
営業外収益		
雑収入	0	0
営業外費用		
為替差損	29	
雑損失	5	34
経常損失		2,231
税引前当期純損失		2,231
法人税、住民税及び事業税	3	3
当期純損失		2,235

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自　　2020年 4月 1日

至　　2021年 3月31日

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6,000	6,000	6,000	△ 10,199	△ 10,199	1,800	1,800
当期変動額							
新株の発行	750	750	750			1,500	1,500
当期純損失				2,235	2,235	2,235	2,235
当期変動額合計	750	750	750	△ 2,235	△ 2,235	△ 735	△ 735
当期末残高	6,750	6,750	6,750	△ 12,434	△ 12,434	1,065	1,065

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
定額法を採用しております。

（２）引当金の計上基準
賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（３）その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2　貸借対照表に関する注記

（１）資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額　4 百万円

（２）資産に係る減損損失累計額
有形固定資産の減損損失累計額　17 百万円

（３）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権　90 百万円
短期金銭債務　280 百万円

3　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高　510 百万円
仕入高　1,182 百万円

4　株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	240,000	30,000	－	270,000

5　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因
　繰延税金資産の発生の主な原因は賞与引当金等であり、その全額に評価性引当額を計上しております。

6　金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金に限定しております。
また資金調達については株主からの現金出資によっております。

（２）金融商品の時価等に関する事項
2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,999	1,999	－
(2) 売掛金	160	160	－
(3) 未払金	(878)	(878)	－
(4) 未払法人税等	(29)	(29)	－
(5) 未払消費税等	(8)	(8)	－

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項
(1) 現金及び預金、(2) 売掛金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

7　関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	ソフトバンク株式会社	被所有 直接　60%	当社サービスの再販契約 役員の兼任 従業員の出向その他	当社サービスの販売(注1)	510	売掛金	85
				出向人件費および地代家賃(注2)、通信回線等(注3)	1,182	未払金	280
				新株の発行(注4)	900	－	－
その他の関係会社	ALIBABA.COM (EUROPE) LIMITED	被所有 直接　40%	株式の所有	新株の発行(注4)	600	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1) 当社サービスの販売価格に関しては、市場価格の動向を勘案の上、交渉により決定しております。
(注2) 出向人件費に関しては出向契約、地代家賃に関しては賃貸借契約に基づき実費相当額を精算しております。
(注3) 通信回線等に関しては、他の取引先との取引条件と同一となっております。
(注4) 当社は、2020年7月29日開催の臨時取締役会において、株主割当による募集株式の発行を決議しました。
なお、詳細は下記の通りであり、2020年8月31日に払込が完了しております。
(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。

払込期日	2020年8月31日
発行する株式の種類及び数	普通株式　30,000株
発行価額	１株につき 金 50,000円
発行価額の総額	1,500,000,000円
増加する資本金の額	750,000,000円
増加する資本準備金の額	750,000,000円
資金の使途	事業拡大および運営資金
割当先	ソフトバンク株式会社　普通株式 18,000株 ALIBABA.COM (EUROPE) LIMITED　普通株式 12,000株

8　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　3,947円08銭
１株当たり当期純損失　　8,680円49銭

9　その他の注記

株主の異動に関する事項

当社は、2021年2月24日開催の定例取締役会において、当社株主ALIBABA.COM (EUROPE) LIMITED.からの株式譲渡承認請求について、3月31日までに「株式譲渡承認請求書」を受領することを条件として、上記請求を決議いたしました。（注1）

上記の株式譲渡承認請求の内容については下記のとおりです。

請求者（既存株主名）	ALIBABA.COM (EUROPE) LIMITED.
保有株式数	108,000株
譲渡株式数	108,000株
譲渡先	ソフトバンク株式会社
譲渡日	2021年７月１日（予定）

（注1）「株式譲渡承認請求書」については2021年3月11日に受領しております。

（注2）当該異動の前後における株主の所有株式の数および議決権に対する割合は下記のとおりとなります。

	区分	所有株式の数	議決権に対する割合
ソフトバンク株式会社	異動前	162,000株	60%
	異動後	270,000株	100%
ALIBABA.COM (EUROPE) LIMITED.	異動前	108,000株	40%
	異動後	－	－%

第 6 期　計算書類に係る附属明細書

自　2020 年 4 月　1 日

至　2021 年 3 月　31 日

SBクラウド株式会社

１．有形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額(注1)	期末取得原価
有形固定資産	器具備品	－	－	－	－	－	21 (17)	21

（注1）「減価償却累計額」には減損損失累計額を含めており、（ ）はその内数であります。

２．引当金の明細

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他(注2)	
賞与引当金	232	216	196	8	244

（注1）計上の理由及び金額の算定方法は個別注記表１重要な会計方針に係る事項に関する注記（２）に記載しております。

（注2）「当期減少額」の「その他」は過年度に計上し、当事業年度に支払われなかった受入出向者の賞与引当金の洗替によるものです。

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額	摘要
給料	353	
役員報酬	16	
従業員賞与	88	
賞与引当金繰入	91	
退職給付費用	15	
法定福利費	76	
福利厚生費	1	
派遣費用	11	
荷造運賃	1	
広告宣伝費	46	
販売促進費	3	
支払手数料	11	
業務委託費	12	
支払報酬	8	
旅費交通費	1	
諸会費	1	
調査費	1	
事務用品費	3	
什器備品費	1	
地代家賃	61	
賃借料	33	
水道光熱費	1	
租税公課	73	
修繕維持費	1	
その他	1	
合計	922	

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

ＳＢクラウド株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　酒井　亮　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＳＢクラウド株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．追記情報

該当事項はありません。

2021年6月15日

SBクラウド株式会社
監査役
藤原和彦